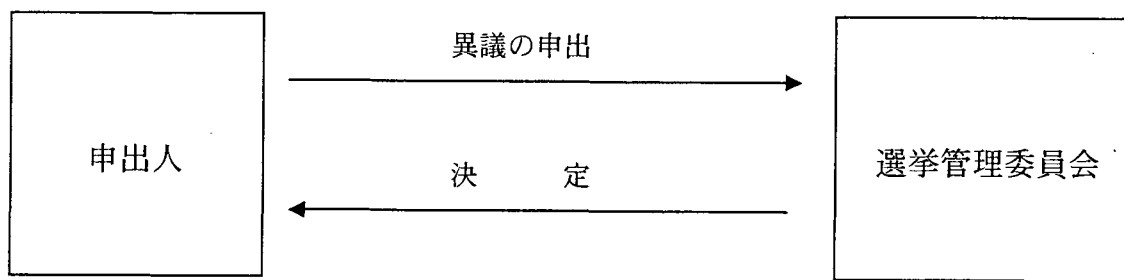


選挙争訟及び当選争訟の手続

		市 町 村 の 選 挙	
		選挙争訟	当選争訟
異議の申出	申 出 人	当該選挙の選挙人及び候補者	
	申 出 先	市町村選挙管理委員会	
	申出期間	選挙の日から１４日以内	当選人等の告示の日から１４日以内
審査の申出	申 出 人	異議の申出人 又は その他の当該選挙の選挙人及び候補者	
	申 出 先	都道府県選挙管理委員会	
	申出期間	異議の申出人は決定書の交付の日から２１日以内 又は その他の者は決定書の要旨の告示の日から２１日以内	
訴訟	原 告	審査の申出人 又は その他の当該選挙の選挙人及び候補者	
	出 訴 先	市町村選挙管理委員会の所在地を所管する高等裁判所	
	被 告	都道府県選挙管理委員会	
	出訴期間	審査の申出人は裁決書の交付の日から３０日以内 又は その他の者は裁決書の要旨の告示の日から３０日以内	



異議の申出に対する決定の種類

I 形式的な要件（法令上の要件）を満たしていない場合

① **却下**（不受理）

II 形式的な要件（法令上の要件）を満たしている場合

② 申出に理由がない場合 → **棄却**

③ 申出に理由がある場合 → **認容**